

港長公示第4-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和4年7月4日

衣浦港長



衣浦港中央ふ頭付近海域における航泊禁止について

衣浦みなとまつり花火大会に伴う花火打ち上げのため、下記により一般船舶（当該行事に係わる船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、当該行事が行われている場合に限る。

記

1 期間

令和4年7月23日（土）午後7時00分から午後9時00分までの間

（令和4年7月24日（日）午後7時00分から午後9時00分までの間(予備日)）

2 区域

次の①から②に掲げる地点、③から④に掲げる地点、⑤から⑥に掲げる地点をそれぞれ結んだ線及び陸岸により囲まれた海面（別紙参照）

①衣浦港中央ふ頭西灯台

②同灯台から真方位116度400メートルの地点

③同灯台から真方位90度770メートルの地点

④同灯台から真方位72度900メートルの地点

⑤同灯台から真方位45度1,280メートルの地点

⑥同灯台から真方位342度1,170メートルの地点

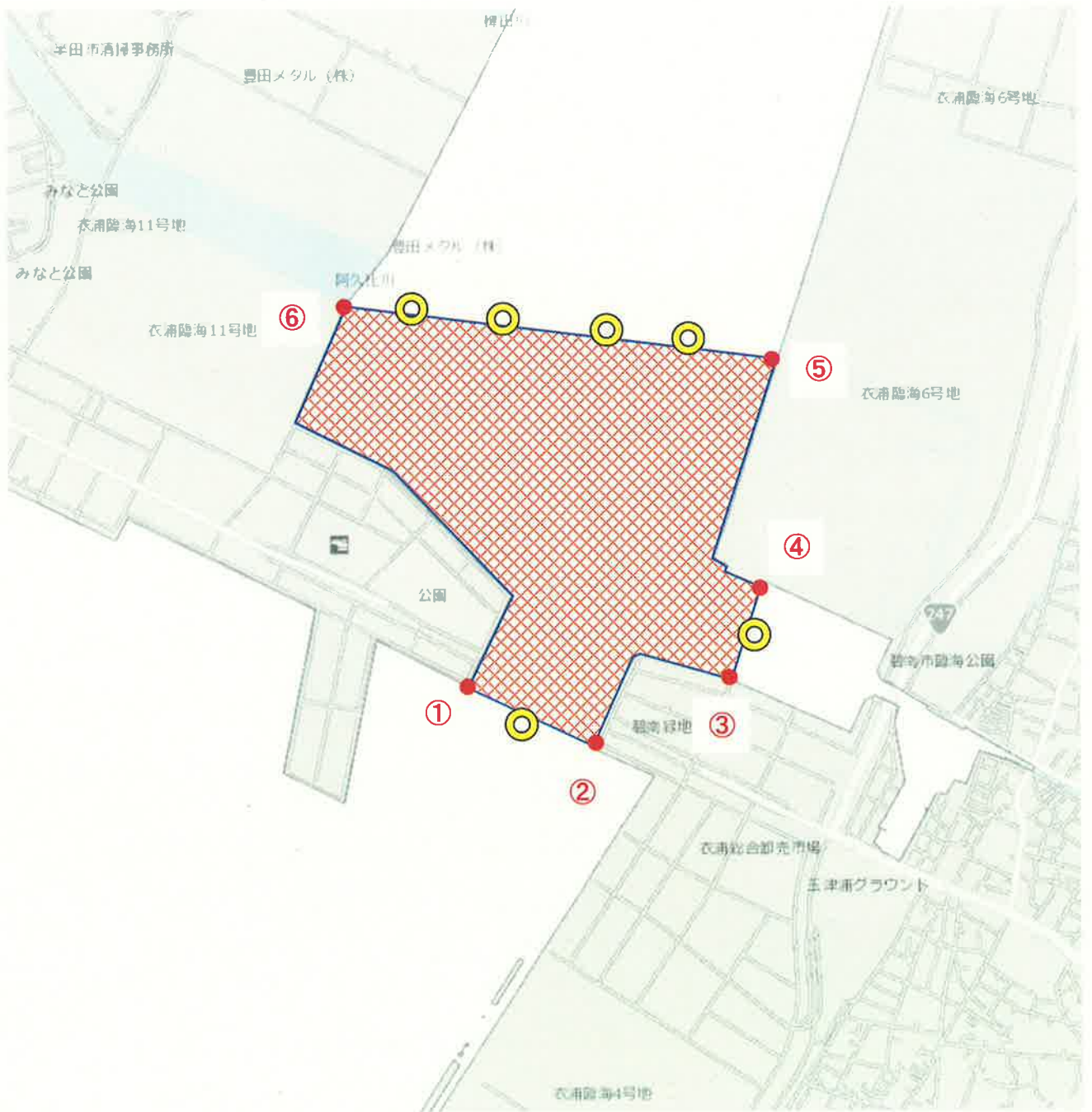
3 標識

航泊禁止区域を明示するため、①点から②点を結んだ線上に簡易灯浮標（黄色4秒1閃）1基、③点と④点の結んだ線上に簡易灯浮標（黄色4秒1閃）1基、⑤点から⑥点を結んだ線上に簡易灯浮標（黄色4秒1閃）4基が設置される。

4 備 考

- (1) 上記区域の線上付近には、警戒船が配備される。
- (2) 予備日は、令和4年7月23日(土)が雨天又はその他の理由により花火打ち上げが行われなかった場合に順延して行われる日である。

航泊禁止区域図



... 航泊禁止区域



... 簡易灯浮標(黄色4秒1閃)